

# 医療的ケア児の 訪問看護の実際

山口県訪問看護ステーション協議会  
副会長 松谷 依子

## 山口県訪問看護ステーション協議会について

- ▶ 会員事業所 108ステーションと8支部にて組織構成  
(令和3年9月現在)

参考：県内の訪問看護ステーション施設数 153  
(「山口県保健福祉施設等名簿」(R3.4.1現在))

岩国	柳井	周南	山口	防府	宇部	下関	萩・長門	計
6	5	12	17	14	25	21	8	108
12	7	15	24	20	38	28	9	153

上段：会員事業所数、下段：ステーション施設数

## 小児を対象とする訪問看護について

- ▶ 県内の多くの訪問看護ステーションの対象利用者は高齢者（介護保険対応）と、医療保険（介護保険対象外の年齢の利用者、難病等）の利用者が多い。小児を含め、若い年齢の利用者は少数。
- ▶ 県内の訪問看護ステーションのうち、小児への訪問看護を行っているステーションは、2～3割程度である。  
（H27調査：全国で6割の事業所が小児の経験がない）
- ▶ 訪問看護師育成支援事業（県看護協会実施・県事業）により、小児を対象とする訪問看護を推進している。

## 当事業所について

- ▶ 訪問看護ステーションどれみらいふ周南（周南市）  
平成12年1月設立（同年4月より介護保制度が開始となる）
- ▶ 従業員数（R3年10月現在）7名（看護師常勤換算4.3名、事務員1名）
- ▶ 利用者数 42名（うち小児 5名）
- ▶ 対象地域：周南市、下松市（車での移動時間20分圏内）
- ▶ 医療的ケア児の利用状況  
平成18年頃から小児の訪問看護の受け入れをしているが、ここ数年、高度な医療的ケアが必要な小児が多くなっている。
- ▶ 利用回数：週2～5回、月2回など状況に応じて様々  
1回 1～1.5時間程度

## 家族のおもい

- ▶ 医療的ケア児とそのご家族は、外出の機会が少なくストレスが大きい（閉鎖的な環境の中での生活となっている）
- ▶ レスパイト先が限られ、また緊急のレスパイトが難しい（病院・施設等、県内での地域差もある）
- ▶ 福祉サービスでレスパイトを利用の場合、手帳の交付等（障害者手帳・療育手帳等）が必要で、利用までに時間がかかる
- ▶ 医療的ケア児の通所施設が殆どない現状
- ▶ レスパイト・通所施設への移動に複数の人手が必要となる
- ▶ 幼児教育・義務教育を受けることに課題が多い
- ▶ 兄弟にも負担がかかる

## 訪問看護ステーションとして考える課題

- ▶ 医療的ケア児の利用できる資源の偏在（通所施設・レスパイト施設、医療、看護、等）
- ▶ 小児の訪問看護に関する教育機会の不足
- ▶ 災害時の対策が不十分
- ▶ 救急要請時の対応の不備
- ▶ 市町村によって福祉サービスの資源・支給量が違い、家族が理不尽な思いをすることがある。